

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	荒川区
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	67-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.arakawa.tokyo.jp/kurashi/mynumber/mynumber.html

執行機関名 荒川区長

障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	荒川区児童育成手当条例(昭和46年荒川区条例第24号)による児童育成手当(障害)の支給に関する事務であって規則で定めるもの
番号法別表第1の項	47	
番号法別表第2の項	67	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		荒川区個人番号の利用等に関する条例 別表第一 第3の項 荒川区児童育成手当条例(昭和46年荒川区条例第24号)による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第一条	荒川区児童育成手当条例(昭和46年10月20日条例第24号)
事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、児童(障害児)について児童育成手当(障害)を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。
独自利用事務の関連規範		荒川区児童育成手当条例 第6条・同施行規則 第7条

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号	荒川区児童育成手当条例 第6条・同施行規則 第7条
事務の内容	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十九条(同法第二十六条の五において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	荒川区児童育成手当条例第6条の児童育成手当(障害)の受給資格等の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 イ	荒川区児童育成手当条例 第4条2項(1)・同施行規則 第1～6条
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該額の認定の請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
根拠規定	番号法別表第二主務省令 38 条 項 1 号 口	荒川区児童育成手当条例 第4条2項(1)・同施行規則 第1～6条
情報提供者	市町村長	市町村長
提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該請求を行う者若しくは手当支給児童又はこれらの者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
備考		